

介護職員処遇改善加算に係る実績報告について（平成 27 年度実績分）
【対象：京都市を除く府内市町村に所在する介護保険事業者】

平成 27 年度に介護職員処遇改善加算を算定された事業者の方は、どのような賃金改善を実施したかなどについて報告していただく必要があります。

つきましては、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

1. 提出先

事業所所在地を所管する保健所企画調整室（別添提出窓口一覧参照）

※ 事業所所在地を所管する各保健所にそれぞれ提出してください。
（加算体制届の提出先と同じです。）

また、複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、[京都市介護保険課ホームページ](#)をご確認願います。

地域密着型サービス事業所を有する事業者は、所管する各市町村の担当課に確認願います。

2. 提出書類

(1) 介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式 5）

(2) 添付書類

- ① 添付書類 1（別紙様式 5-1）：介護職員処遇改善実績報告書（事業所一覧表）
- ② 添付書類 2（別紙様式 5-2）：介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）
- ③ 添付書類 3（別紙様式 5-3）：介護職員処遇改善実績報告書（市町村一覧表）

※ 添付書類②、③の提出については、次に該当する場合、提出をお願いします。

② …複数の事業所が都道府県を跨る場合

③ …複数の事業所が京都市内に跨る場合、又は地域密着型サービス事業所を有する場合

● 提出書類の上記様式は、[京都府ホームページ](#) からダウンロードしてください。

3. 提出方法

持参又は郵送（平成 28 年 7 月 31 日（日） 消印有効）

※ 平成 27 年度中に事業所を廃止又は休止した場合を除き、介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間に関わらず、平成 27 年度の実績報告として上記期限での報告が必要となります。

※ 本計画書の提出に対し、京都府から受理通知等は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。